

新 旧 対 照 表

		新	旧
地区 の 区分	区分の 名称	A 地 区 (工業専用地域)	A 地 区 (工業専用地域)
	区分の 面積	約 2 1 . 1 h a	約 2 1 . 1 h a
建築物等の用途 の制限		<p>次に掲げる建築物等は建築してはならない。</p> <p>(1)次に掲げる事業を営む工場</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 肥料の製造 2. 製革、にかわの製造又は毛皮若しくは骨の精製 3. アスファルトの精製 4. アスファルト、コールタール、木タール、石油蒸留産物又はその残りかすを原料とする製造 5. セメント、石膏、消石灰又はカーバイトの製造 6. レディミクストコンクリートの製造 7. 火薬類取締法(昭和 25 年法律第 149 号)の火薬類(玩具煙火を除く。)の製造 <p>(2)次に掲げる建築物</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 公衆浴場、診療所、保育所その他これらに類するもの 2. 老人福祉センター、児童厚生施設、その他これらに類するもの 3. 自動車教習所 4. カラオケボックスその他これに類するもの 5. 冠婚葬祭場その他これに類するもの 6. 畜舎 7. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)に規定する一般廃棄物、産業廃棄物の処理業の用に供する建築物又は工作物 	<p>次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. カラオケボックスその他これに類するもの
建築物の敷地面積 の最低限度		3, 0 0 0 m ²	—————
		<ol style="list-style-type: none"> 1. 地区計画の決定告示日において、敷地面積の最低限度を下回るものは、その面積を最低限度とする。 2. 地区計画の決定告示日以降において、公共事業の施行等による敷地面積の減少により、敷地面積の最低限度を下回るものは、その面積を最低限度とする。 	—————

		新	旧
地区 の 区分	区分の 名称	A 地 区 (工業専用地域)	A 地 区 (工業専用地域)
	区分の 面積	約 2 1 . 1 h a	約 2 1 . 1 h a
壁面 の 位置 の 制限	道路境界 線との距 離	建築物の壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、計画図に示す数値以上でなければならない。ただし、延べ面積が 1 0 m ² 以内の小規模な附属建築物についてはこの限りではない。	建築物等の壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、計画図に示す数値以上でなければならない。
	隣地境界 線との距 離	建築物の壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は、2 . 0 m以上としなければならない。	建物に壁又は柱の面から隣地境界線までの距離は 3 . 0 m以上としなければならない。

新 旧 対 照 表

		新	旧
地区 の 区分	区分の 名称	B 地 区 (準 工 業 地 域)	B 地 区 (準 工 業 地 域)
	区分の 面積	約 3. 4 h a	約 3. 4 h a
建築物等の用途 の制限		<p>次に掲げる建築物等は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 学校 2. 建築基準法別表第二（と）項に掲げるもの 3. 建築基準法別表第二（を）項第 7 号及び第 8 号に掲げるもの 4. 葬祭場その他これに類するもの 5. 畜舎 6. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に規定する一般廃棄物、産業廃棄物の処理業の用に供する建築物又は工作物 	<p>次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 学校 2. 建築基準法別表第二（と）項に掲げるもの 3. 建築基準法別表第二（を）項第 7 号及び第 8 号に掲げるもの
建築物の敷地面積 の最低限度		1 0 0 m ²	_____
		<ol style="list-style-type: none"> 1. 地区計画の決定告示日において、敷地面積の最低限度を下回るものは、その面積を最低限度とする。 2. 地区計画の決定告示日以降において、公共事業の施行等による敷地面積の減少により、敷地面積の最低限度を下回るものは、その面積を最低限度とする。 	_____

新 旧 対 照 表

		新	旧
地区 の 区分	区分の 名称	C 地 区 (準 工 業 地 域)	C 地 区 (準 工 業 地 域)
	区分の 面積	約 0. 3 h a	約 0. 3 h a
建築物等の用途 の制限		次に掲げる建築物等は建築してはならない。 1. 学校 2. 建築基準法別表第二（ほ）項に掲げるもの 3. 葬祭場その他これに類するもの 4. 畜舎 5. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に規定する一般廃棄物、産業廃棄物の処理業の用に供する建築物又は工作物	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1. 学校 2. 建築基準法別表第二（ほ）項に掲げるもの
建築物の敷地面積 の最低限度		1 0 0 m ²	_____
		1. 地区計画の決定告示日において、敷地面積の最低限度を下回るものは、その面積を最低限度とする。 2. 地区計画の決定告示日以降において、公共事業の施行等による敷地面積の減少により、敷地面積の最低限度を下回るものは、その面積を最低限度とする。	_____

新 旧 対 照 表

		新	旧
地区 の 区分	区分の 名称	D 地 区 (準 工 業 地 域)	D 地 区 (準 工 業 地 域)
	区分の 面積	約 1 . 6 h a	約 1 . 6 h a
建築物の敷地面積の最低限度		1 0 0 m ²	_____
		1. 地区計画の決定告示日において、敷地面積の最低限度を下回るものは、その面積を最低限度とする。 2. 地区計画の決定告示日以降において、公共事業の施行等による敷地面積の減少により、敷地面積の最低限度を下回るものは、その面積を最低限度とする。	_____